

令和7年第2回亀山市議会臨時会提出議案 条例制定・改廃の背景及び趣旨

頁

議案第79号 亀山市火災予防条例の一部改正について・・・ 1

件名	亀山市火災予防条例の一部を改正する条例	消防本部 情報指令課
<p>1 制定・改廃の背景と趣旨</p> <p>令和7年2月26日に発生した大船渡市林野火災を受けて、消防庁から林野火災注意報、林野火災警報等の的確な発令等によって林野火災予防の実効性を高めることが必要であると示されたことを踏まえ、本条例においても林野火災予防の実効性を高めるため、所要の改正を行うものです。</p> <p>2 改正内容</p> <p>(1) 一般的な事務所、住宅等における火を使用する設備又は器具の変化等を踏まえ、火災に関する警報の発令中における屋内での裸火の使用に係る規定を削ります。 <第38条関係></p> <p>(2) 気象の状況が林野火災の予防上の注意を要すると認めるときは、林野火災に関する注意報を発することができることとします。また、当該注意報の発令中における火の使用の制限に係る努力義務を定めるとともに、当該努力義務の対象となる区域を指定することができることとします。 <新第38条の8関係></p> <p>(3) 林野火災の予防を目的として火災に関する警報を発したときは、林野火災の発生の危険性を勘案して、火の使用の制限の対象となる区域を指定することができることとします。 <新第38条の9関係></p> <p>(4) 火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出に関し、届出の対象となる期間及び区域を指定することができることとします。 <第65条関係></p> <p>(5) その他規定の整理を行います。 <目次、第38条、第62条の3及び第65条関係></p> <p>3 その他</p> <p>施行日は、令和8年1月1日とします。</p>		